



じぶんの町を良くするしくみ

赤い羽根共同募金が始まりました



今年も10月1日から12月31日まで、全国一斉に共同募金運動が実施されます。
共同募金の趣旨をご理解いただき、皆様のあたたかいご協力をお願いします。

赤い羽根共同募金の目的は?

「共同募金」とは、都道府県の区域を単位として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内において、社会福祉事業を財政面から支援することを目的に行う寄付金の募集です。その区域内において社会福祉事業を経営する団体に対して配分され、地域の福祉の増進を目的としています。(社会福祉法第112条に定められています。)

誰が赤い羽根共同募金を実施しているの?

赤い羽根共同募金の実施主体は、都道府県単位に組織された共同募金会です。都道府県共同募金会は、それぞれ独立した社会福祉法人で、市区郡町村の区域などに「支会」を設置しています。多治見市で赤い羽根共同募金を行っているのは、『岐阜県共同募金会 多治見市支会』です。

募金(お金)の流れ

- ① 募金期間中(10~12月)にいただいた寄付金は、一度全額が岐阜県共同募金会に集約されます。
- ② 岐阜県共同募金会に設置された配分委員会で、配分基準に基づき様々な社会福祉事業への配分金額が決定されます。
- ③ 10~11月にいただいた寄付金は『赤い羽根一般募金配分金』として翌年度に配分され、12月中にいただいた寄付金は『歳末たすけあい募金配分金』として、同年12月に配分されます。

多治見市での配分金の使われ方(平成25年度事業)

- | | | |
|-------------------------|-------------------|----------------|
| ○ボランティア活動に係る音響機器の整備 | ○日常生活自立支援事業の啓発 | ○ひとり親家庭の交流事業 |
| ○発達支援センターなかよし音楽療法 | ○福祉一行詩コンクールの実施 | ○福祉委員事業 |
| ○障がい者レクリエーション交流会・クリスマス会 | ○多治見市社会福祉大会の開催 | ○ボランティア養成講座の開催 |
| ○独居高齢者等と児童による年賀状交流 | ○ひまわりサロン活動の支援 | ○福祉協力校事業 |
| ○多世代交流事業(花もち作り、新春お茶会など) | ○地域ふれあい事業 | ○ふれあい作品展 |
| ○介護者(保護者)リフレッシュ事業 | ○障がい者とその家族対象の社会見学 | ○広報ふれあいの発行 |
| ○自治会への地域福祉活動の助成 | ○わくわく公演会 | ○子育て支援事業 |
| ○利用者送迎用車両の購入 | ○行事用備品の整備 | |

募金の方法 ※共同募金への寄付は、税制上の優遇措置があります。

- 戸別募金…1世帯当たり目安として280円の募金をお願いします。
- 街頭募金…ボランティアや児童生徒、社会福祉協議会職員などが、市内の大型店舗や公共施設などで募金をお願いします。
- 法人募金…市内法人等に募金協力ををお願いします。
- 学校募金…学校ごとに募金協力ををお願いします。
- 職域募金…市内企業や公共施設などに募金箱の設置をお願いします。
- その他…イベントなどにおいて募金協力ををお願いします。



問い合わせ

岐阜県共同募金会 多治見市支会 総合福祉センター内

電話(25)1131 <担当>多治見市社会福祉協議会 企画総務課 鵜飼・塩野谷